

I 平成30年度 太田市統一的な基準による財務書類の公表について

(1) 概要

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、現金収支を議会の民主的統制下におくことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

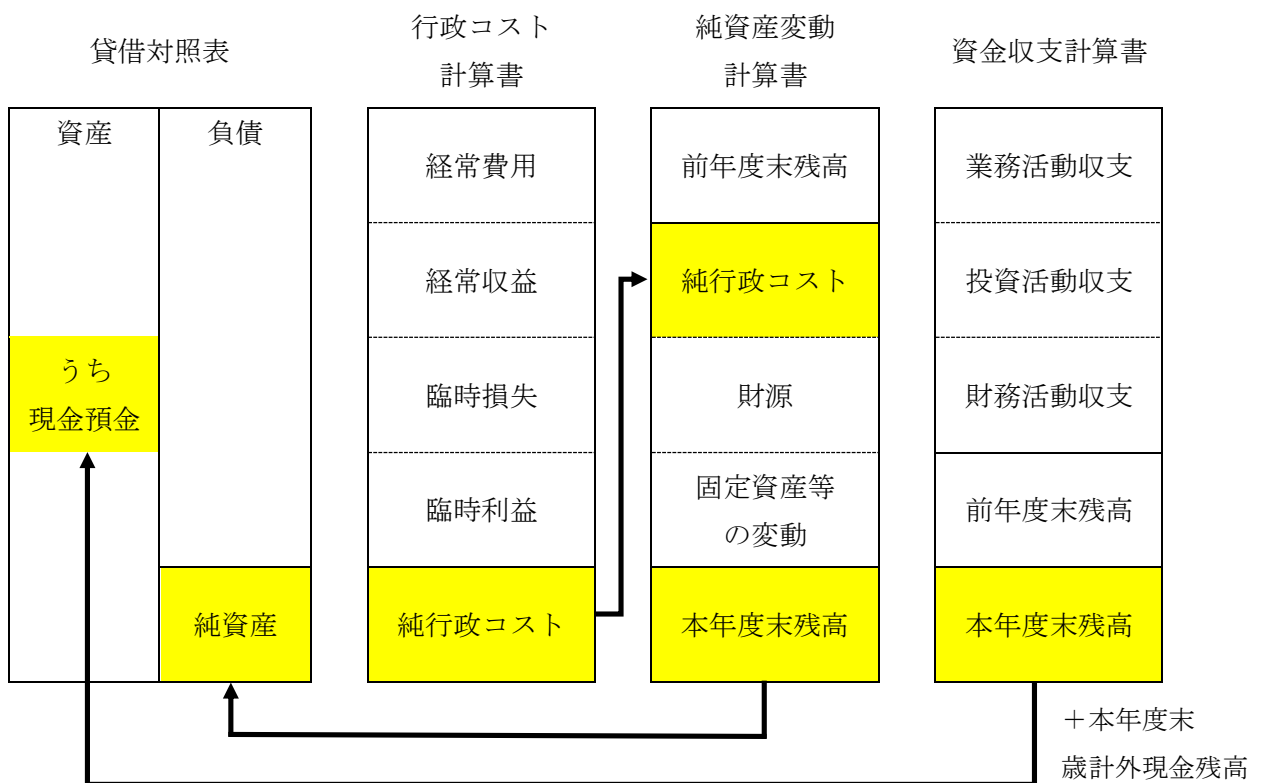
一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できないストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等）を住民や議会等に説明する必要性が高まってきております。

こうした状況の中、総務省から平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示され、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類の作成が要請されたところです。

太田市では平成10年度決算から台帳方式による財務書類を公表してきましたが、総務省の要請を受け、企業会計的な手法を取り入れた複式簿記による発生主義会計を導入し、平成28年度決算より「統一的な基準」による財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成、公表しております。

(2) 財務書類の構成

財務書類は4つの表から構成され、下記の相互関係にあります。



【貸借対照表】

- ・基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの

【行政コスト計算書】

- ・一会計期間中の費用、収益の取引高を表示したもの
⇒現金支出を伴わない減価償却費等も費用として計上

【純資産変動計算書】

- ・一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの

【資金収支計算書】

- ・一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの

(3) 財務書類の対象範囲

連結	全体	一般会計等	一般会計	八王子山墓園特別会計
			住宅新築資金等貸付特別会計	
	公営事業会計		国民健康保険特別会計	太陽光発電事業特別会計
			後期高齢者医療特別会計	下水道事業等会計
			介護保険特別会計	
	一部事務組合 ・広域連合		太田市外三町広域清掃組合	群馬県市町村総合事務組合
			群馬東部水道企業団	群馬県後期高齢者医療広域連合
			群馬県市町村会館管理組合	
	地方三公社		太田市土地開発公社	
	第三セクター等		(一財)太田市文化スポーツ振興財団	(株)夢麦酒太田
			(一財)太田市健診センター	(株)おおたコミュニティ放送
			(一財)地域産学官連携ものづくり研究機構	(株)田園都市未来新田
			(一財)太田市行政管理公社	(株)太田国際貨物ターミナル

(4) 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日である3月31日としています。

なお、出納整理期間における収支については、作成基準日までに終了したものとして処理しています。

(5) 仕訳の方法

全ての歳入・歳出伝票を、年度末に一括で処理する期末一括仕訳方法を採用しています。